

契約保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について

佐用町では契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。以下同じ。）に係る保証証書等について、これまでの取扱いとあわせて、下記のとおり取り扱います。

なお、具体的な手続きについては、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）にご確認ください。

記

1. 電子化の対象となる保証の種類及び保証証書等

保証の種類	保証証書等	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社※1
	公共工事履行保証証券	保険会社※2
	履行保証保険証券	保険会社※2
前払金保証	前払金保証証書	保証事業会社※1

※1 保証事業会社（令和7年12月時点）

西日本建設業保証（株）、東日本建設業保証（株）、北海道建設業保証（株）

※2 保険会社（令和7年12月時点）

あいおいニッセイ同和損害保険（株）、共栄火災海上保険（株）、損害保険ジャパン（株）、大同火災海上保険（株）、AIG 損害保険（株）、東京海上日動火災保険（株）、日新火災海上保険（株）、三井住友海上火災保険（株）

2. 電子証書等の提出までの流れ

(1) 保証事業会社が発行する保証証書の場合

- ① 受注者は、保証事業会社へ保証契約の申し込みをする。
- ② 受注者は、保証事業会社と保証契約を締結する。
- ③ 保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス（D-sure）に「電子証書」を送付する。
- ④ 受注者は、認証キー（PDF）を取得する。
- ⑤ 受注者は、保証事業会社より発行された認証キーを発注者（町）へ提出する。

【提出方法】

電子メール、または紙媒体で窓口持参

【提出先】

契約保証証書の場合：佐用町総務課財政室

・メールアドレス：zaisei@town.sayo.lg.jp

前払金保証証書の場合：当該工事の担当課

・農林振興課メールアドレス：norinshinko@town.sayo.lg.jp

・建設課メールアドレス：kensetsu@town.sayo.lg.jp

・上下水道課メールアドレス：jogesuido@town.sayo.lg.jp

その他の課が発注する工事の場合は、担当課へお問い合わせください。

- ⑥ 発注者（町）は、認証キーを用いて電子証書等閲覧サービス（D-sure）で電子証書を確認する。

（参考）

日本電子認証株式会社「保証確認サービス」<https://www.ninsho.co.jp/dsure/>

西日本建設業保証株式会社「電子証書について」<https://www.wjcs.net/esure/>

(2) 保険会社が発行する公共工事履行保証証券、履行保証保険証券の場合

① 受注者は、保険会社へ保証契約の申し込みをする。

② 受注者は、保険会社と保証契約を締結する。

③ 契約の取扱代理店（または損害保険会社）は、保証証券等確認システムに証券等の PDF をアップロードする。

④ 契約の取扱代理店（または損害保険会社）は、保証証券等確認システムから閲覧用 URL・閲覧用パスワードを受領する。受注者は閲覧用 URL をメール受信する。

⑤ 受注者は、閲覧用 URL・閲覧用パスワードを受領する。

⑥ 受注者は、発注者（町）に閲覧用 URL・閲覧用パスワードを通知する（閲覧用 URL・閲覧用パスワードが記載されている「発注者提出用フォーマット」を提出する）。

【提出方法】

電子メール、または紙媒体で窓口持参

【提出先】

佐用町総務課財政室

・メールアドレス：zaisei@town.sayo.lg.jp

- ⑦ 発注者（町）は、閲覧用 URL・閲覧用パスワードを使い、保証証券等確認システムの証券等 PDF を確認・ダウンロードする。

（参考）

一般社団法人日本損害保険協会ホームページ

「公共工事履行保証証券等における保証証券等確認システム（WEB プラットフォーム）」

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/index.html>

3. 従来の紙の保証証書も引き続き使用可能です

電子証書の利用は任意です。従来どおり紙の保証証書による提出も可能ですので、事業者の皆様のご都合に応じてご選択ください。

4. 実施時期

令和8年4月1日以降の入札案件（随意契約を含む）から適用

■ お問い合わせ先

〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611-1

佐用町役場総務課財政室 担当:福本、藤田

TEL:0790-82-2549 E-mail:zaisei@town.sayo.lg.jp
